

議第 1 号議案

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
部改正

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成 2 4 年 5 月 3 1 日提出

温暖化対策・環境創造・資源循環委員会
委員長 加 納 重 雄

横浜市条例（番号）

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月
横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第8章 雑則（第48条―第51条）」

を

「第8章 雑則（第48条―第50条）」

第9章 罰則（第51条―第53条）」

に改める。

第2条第2項に次の3号を加える。

- (3) 資源物 廃棄物のうち紙類、布類、金属類、びん類その他規則で定めるものをいう。
- (4) 資源集団回収 自治会、町内会等の営利を目的としない団体が、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集又は運搬を行うことをいう。
- (5) 資源集団回収登録団体 規則で定めるところにより市長が行う登録を受け、資源集団回収を行う団体をいう。

第25条の4を次のように改める。

（廃棄物の持ち去りの禁止等）

第25条の4 横浜市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。

2 資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、資源集団回収登録団体が資源集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。

3 市長は、第1項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

第25条の5を削る。

第48条中「当該廃棄物の処理に関し必要な」を「質問をし、」に改める。

第49条第1項中「又は建物」を「、建物、車両、船舶その他の場所」に改める。

第51条の見出しを削り、同条を第53条とし、第50条の次に次の章名及び2条を加える。

第9章 罰則

第51条 第25条の4第3項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

廃棄物の持去りを禁止する命令に係る規定及び当該命令に違反した者に対する罰則規定を設ける等のため、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

目次

（第 1 章から第 7 章まで省略）

第 8 章 雑則（第 4 8 条—第 5 0 条
第 5 1 条）

第 9 章 罰則（第 5 1 条—第 5 3 条）

（附則省略）

（定義）

第 2 条 （第 1 項省略）

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 資源物 廃棄物のうち紙類、布類、金属類、びん類その他規則で定めるものをいう。

(4) 資源集団回収 自治会、町内会等の営利を目的としない団体が、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集又は運搬を行うことをいう。

(5) 資源集団回収登録団体 規則で定めるところにより市長が行う登録を受け、資源集団回収を行う団体をいう。

（廃棄物の持去りの禁止等）

（家庭から排出された廃棄物の所有権）

第 2 5 条 の 4 横浜市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物の所有権

画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。
は、横浜市に帰属するものとする。

2 資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、資源集団回収登録団体が資源集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。

3 市長は、第1項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

(廃棄物の持去りの禁止)

第25条の5 市長が指定する事業者以外の者は、前条の廃棄物を持ち去ってはならない。

(報告の徴収等)

第48条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、質問をし、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第49条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地、建物、車両、船舶その他の場所又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(第2項及び第3項省略)

第 9 章 罰 則

第 5 1 条 第 2 5 条の 4 第 3 項の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下
の罰金に処する。

第 5 2 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が
、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰
するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(罰 則)

第 5 3 条
第 5 1 条 (本文省略)